船橋市スクールソーシャルワーカー登録者募集要項

船橋市教育委員会
令和 元 年１１月

１　応募資格

　スクールソーシャルワーカーとして積極的に取り組む意欲があり、次のいずれか又は両方の登録をしているか、令和２年３月末日までに登録見込みの者（令和元年度実施予定の国家試験で当該資格を取得予定の者を含む）。ただし、地方公務員法第１６条の欠格事項該当者を除く。

（１）社会福祉士　　（２）精神保健福祉士

２　採用予定人数　　若干名

３　職務内容

（１）問題を抱える児童生徒の置かれた環境への働きかけ

（２）関係機関とのネットワークの構築・連携・調整

（３）学校内におけるチーム体制の構築・支援

（４）保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

（５）教職員等への研修活動

（６）その他、教育委員会が必要と認める活動

４　勤務条件

（１）身　　分　会計年度任用職員

（２）勤務場所　船橋市総合教育センター（要請により学校等へ訪問）

（３）勤務時間　（令和元年度実績）原則として、週２日　１日７時間（午前９時～午後５時ほか）

（４）報 酬 等　（令和元年度実績）　①報　　酬　１時間当たり 3,5５０円

②費用弁償　通勤費用相当分及び訪問要請校等への旅費を支給

（５）任用期間　令和２年４月１日～令和３年３月 31 日　＊更新の可能性有り

５　応募方法等詳細は、船橋市ホームページをご覧ください。

https://www.city.funabashi.lg.jp/shisei/jinji/003/p056982.html

６　応募期間　令和元年１１月１５日（金）～１２月６日（金）【消印有効】

７　応募書類の郵送依頼、提出及び問い合わせ先

船橋市総合教育センター

〒273-0863　　船橋市東町８３４番地

TEL 047-422-7734（土日祝日を除く　午前９時～午後５時）

＊封筒の表に「スクールソーシャルワーカー登録申請関係書類提出」と明記してください。